令和６年７月２２日 資料№.２ 保健福祉常任委員会

介　護　保　険　課

議案第３９号

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３７号。以下「省令」といいます。）」の一部改正に伴い、「港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成２７年港区条例第１７号。以下「条例」といいます。）」で引用している省令の条項番号を変更するものです。

１　改正理由

介護保険法（平成９年法律第１２３号）の改正により、要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、区市町村から指定を受けた居宅介護支援事業者※も実施できるようになるとともに、区市町村が指定する居宅介護支援事業者が介護予防支援を行う場合について、従業者や管理者の配置基準が定められるなど、省令の一部が改正されました。

条例で引用している省令の条項番号を変更するため、条例の一部を改正します。

※　居宅介護支援とは、要介護者が居宅サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジャーが、ケアプランの作成やサービス事業者との連絡調整、施設等入所の際の紹介を行うことをいいます。

２　改正内容

条例で引用している省令の条項番号を変更します。

なお、引用している省令の条文の内容に変更はありません。

３　施行期日

公布の日

令和６年７月２２日　資料№２－２
保健福祉常任委員会

港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
（前略） （秘密保持） 第六条　指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第三条第一項に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略） （後略） 付　則 この条例は、公布の日から施行する。	（前略） （秘密保持） 第六条　指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）第二条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略） （後略）